

雨水調整池巡回点検仕様書

令和2年6月

- 1 本委託は、雨水調整池を常に良好な状態に維持し、その機能を保全するため、巡回点検及びスクリーンの点検・清掃を行う。
- 2 受託者は雨水調整池及び付帯施設の機能を十分把握し、本仕様書及び横浜市契約規則に従い業務を実施する。
- 3 雨水調整池の巡回点検（大雨・地震時等の緊急点検を含む）は、本市監督員の指示に従い行う。また、巡回点検の実施にあたっては、あらかじめ実施計画を作成し本市監督員の承認を受ける。
- 4 大雨、地震等の緊急時に出勤ができるよう、あらかじめ連絡体制を確立し、本市監督員に届け出ること。
- 5 巡回点検時の主な点検内容は、次のとおりとする。
 - (1) 機能点検
機能点検は、雨水調整池を常に良好な状態に維持し機能を十分に発揮できるよう、点検及びスクリーン・オリフィスの清掃等を行う。
 - (2) 安全点検
安全点検は、雨水調整池の管理を行う上で支障がないよう点検を行う。また、雨水調整池の擁壁等の構造物の安全性についても点検を行う。
 - (3) 緊急点検
大雨の前後や地震発生後、市民等からの通報時などには、流出抑制効果が十分に発揮できるよう、必要に応じて点検を行う。
- 6 作業現場内の廃棄物（ビン、カン、ペットボトル等）は、分別して散らからないよう袋等に入れ、現場内に集積し、本市監督員に回収を依頼する。
- 7 地下式の雨水調整池の場合は、酸素欠乏危険作業主任者を配置し、点検実施時に酸素濃度及び硫化水素濃度等を測定し、十分に安全確認を行う。
- 8 巡回点検作業実施後、本市指定の「雨水調整池巡回点検報告書」に必要事項を記入し、作業状況の写真も添付し、すみやかに本市監督員に提出する。
- 9 その他、業務の実施にあたり必要な事項については、本市監督員と打合せを行いその指示に従う。